

# 【 巻末資料 1 】

## 準備書の作成事例

本準備書の作成事例は、『宮城県環境影響評価マニュアル(方法書)改訂版』(平成19年3月)(以下「方法書マニュアル」という。)の巻末資料に示した方法書の作成事例に基づき環境影響評価を行ったことを想定し、当該環境影響評価の結果の示し方を中心に、作成したものです。

各章について、下記の点に留意して御活用いただくとともに、事業の種類ごとに別表1のとおり参考にしてください。

### 第1章 事業者の氏名及び住所

方法書マニュアルの作成事例と同じ内容で、すべての事業を想定して作成しています。

### 第2章 事業計画の概要

線的事業として道路事業を、面的事業として土地区画整理事業を想定し、方法書マニュアルの作成事例の内容から、事業の具体化や知事意見等により、修正を行ったことを想定して作成しています。

*修正を行った箇所は、斜字で表しています。*

### 第3章 地域特性

すべての事業を想定し、方法書マニュアルの作成事例の内容から、最新の既存資料のデータや知事意見等により、修正を行ったことを想定して作成しています。

*修正を行った箇所は、斜字で表しています。*

### 第4章 方法書についての意見と事業者の見解

方法書についての住民等の意見や知事意見に対して、事業者としての見解の示し方について、すべての事業を想定して作成しています。

### 第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書マニュアルの作成事例の内容から、知事意見等により、項目の追加や手法の変更を行ったことを想定して、作成しています。

道路事業を想定して作成していますが、その他の事業についても本事例での修正の仕方を参考にしてください。

*修正を行った箇所は、斜字で表しています。*

### 第6章 環境影響評価の結果

環境影響評価の結果の示し方について、大気質、水質、動物及び景観を例として、道路事

業を想定して作成しています。

その他の環境要素や事業についても、本事例での示し方を参考にしてください。

第5章でのとおり項目や手法について修正を行った箇所は、斜字で表しています。

## 第7章 事後調査計画

すべての事業を想定して、事後調査の計画内容の記載の仕方について作成しています。

## 第8章 環境影響の総合評価

第6章で示した環境影響評価の総合評価の取りまとめ方について作成しています。

## 第9章 委託者の氏名及び住所

すべての事業を想定して、環境影響評価の実施や準備書の作成等について委託された者の氏名及び住所の示し方について作成しています。

別表1 各事業種に係る各章の参照ページ

事業の種類 準備書の事例	道路事業	ダム事業	堰事業	湖沼水位調節 施設事業	放水路事業	鉄道建設事業	最終処分場建 設事業	公有水面埋立 事業	土地区画整理 事業	住宅団地造成 事業	レクリエーショ ン事業	工場事業場用 地造成事業	土石の採取事 業
<b>第1章</b> 事業者の氏名及び住所	p.9 のとおり												
<b>第2章</b> 事業計画の概要	p.10 ~ 19 のと おり	p.10 ~ 11, 20 ~ 26 を参考 <sup>1</sup>			p.10 ~ 19 を参 考	p.10 ~ 11, 20 ~ 26 を参考		p.10 ~ 11, 20 ~ 26 の とおり	p.10 ~ 11, 20 ~ 26 を参考				
<b>第3章</b> 地域特性	p.27 ~ 39 のとおり												
<b>第4章</b> 方法書についての意見と事 業者の見解	p.40 ~ 42 のとおり												
<b>第5章</b> 環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法	p.43 ~ 64 のと おり	p.43 ~ 64 を参考											
<b>第6章</b> 環境影響評価の結果	p.65 ~ 185 のと おり	p.65 ~ 184 を参考 (事業特性に応じた参考の仕方については、別表2 (p.66)、別表3 (p.108)、別表4 (p.140)及び別表5 (p.174)並びに事例中の各コラムについても参照のこと)											
<b>第7章</b> 事後調査計画	p.186 ~ 187 のとおり												
<b>第8章</b> 環境影響の総合評価	p.188 ~ 192 のと おり	p.188 ~ 192 を参考											
<b>第9章</b> 委託者の氏名及び住所	p.193 のとおり												

注) ページ (p.) は、巻末資料1での枝番号ページを示す。  
「参考」の場合は、それぞれの事業特性に応じた記載を行う。

〇〇 事業  
環境影響評価準備書

平成 年 月

宮 城 県

## 目 次

<b>第1章 事業者の氏名及び住所</b> .....	9
1. 事業の名称 .....	9
2. 事業者の名称 .....	9
3. 代表者の氏名 .....	9
4. 主たる事務所の所在地 .....	9
5. 担当部署 .....	9
6. 連絡先 .....	9
<b>第2章 事業計画の概要</b> .....	10
【道路事業】	
1. 事業の目的 .....	12
2. 事業の内容 .....	12
3. その他対象事業に関する事項 .....	18
4. 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容.....	18
【土地区画整理事業】	
1. 事業の目的 .....	20
2. 事業の内容 .....	20
3. その他対象事業に関する事項 .....	24
4. 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容.....	25
<b>第3章 地域特性（事業実施区域及びその周辺の概況）</b> .....	27
第1節 地域の自然的環境の状況 .....	27
1. 大気に係る環境の状況 .....	27
2. 水に係る環境の状況 .....	30
3. 土壌及び地盤の状況（省略）	
4. 地形及び地質の状況（省略）	
5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	32
5.1 陸上動物 .....	32
5.2 陸上植物（省略）	
5.3 生態系（省略）	
6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	37
第2節 地域の社会的環境の状況（省略）.....	39
1. 人口及び産業の状況	
2. 土地利用の状況	
3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
4. 交通の状況	
5. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況	

6. 下水道等の整備状況	
7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	
8. その他の事項	
<b>第4章 方法書についての意見と事業者の見解</b>	40
第1節 方法書についての意見の概要と事業者の見解	40
第2節 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解	41
<b>第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</b>	43
第1節 環境影響評価の項目の選定	43
1. 環境影響評価の項目の選定に当たり踏まえた事業特性、地域特性	43
2. 環境影響の整理	44
3. 環境影響評価の項目の選定	48
第2節 調査、予測及び評価の手法の選定	53
【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】	
1. 大気環境	53
2. 水環境	56
3. 土壌に係る環境その他の環境（省略）	
【生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全】	
4. 動物	59
5. 植物（省略）	
6. 生態系（省略）	
【人と自然との豊かな触れ合いの確保】	
7. 景観	62
8. 人と自然との触れ合いの活動の場（省略）	
【環境への負荷】	
9. 廃棄物等（省略）	
<b>第6章 環境影響評価の結果</b>	65
【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】	
1. 大気環境	65
1-1 大気質	65
1-1-1 建設機械の稼動・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う窒素酸化物・浮遊粒子状物質・粉じん等に係る大気環境への影響	
調査	67
予測	77
環境保全措置	81
評価	84
1-1-2 自動車の走行に伴う窒素酸化物・浮遊粒子状物質に係る大気環境への	

影響	
調査	86
予測	86
環境保全措置	91
評価	93
《大気質に係る参考》 工場等における事業活動に伴う窒素酸化物・硫黄酸化物・浮遊粒子状物質に係る大気環境への影響	95
1-2 騒音（省略）	
1-3 振動（省略）	
2. 水環境	107
2-1 水質	107
2-1-1 切土工等の工事に伴う土砂等による水の濁りに係る水環境への影響	
調査	109
予測	118
環境保全措置	123
評価	127
2-1-2 切土工等の工事に伴う水素イオン濃度（pH）に係る水環境への影響	
調査	129
予測	131
環境保全措置	131
評価	133
2-1-3 切土工等の工事に伴う六価クロムに係る水環境への影響（省略）	
《水質に係る参考》 休憩所の供用に伴う水の濁り及び水の汚れに係る水環境への影響	135
3. 土壌に係る環境その他の環境（省略）	
【生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全】	
4. 動物	139
建設機械の稼働・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・切土工等の工事による一時的な影響・工事施工ヤード及び工事用道路の設置・道路（地上式又は高上式）の存在・自動車の走行に伴う動物への影響	
調査	141
予測	147
環境保全措置	154
評価	160
5. 植物（省略）	
6. 生態系	163
建設機械の稼働・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・切土工等の工事による一時的な影響・工事施工ヤード及び工事用道路の設置・道路（地上式又は高上式）の存在・自動車の走行に伴う生態系への影響	
調査	163

予測 .....	167
環境保全措置(省略)	
評価(省略)	
【人と自然との豊かな触れ合いの確保】	
7．景観 .....	173
道路(地上式又は嵩上式)の存在に伴う主要な眺望地点、景観資源及び主要な眺望景観並びに主要な <sup>しきり</sup> 圍繞景観への影響	
調査 .....	175
予測 .....	180
環境保全措置 .....	182
評価 .....	184
8．人と自然との触れ合いの活動の場(省略)	
【環境への負荷】	
9．廃棄物等(省略)	
<b>第7章 事後調査計画 .....</b>	<b>186</b>
<b>第8章 環境影響の総合評価 .....</b>	<b>188</b>
<b>第9章 委託者の氏名及び住所 .....</b>	<b>193</b>

### 【コラムに係る目次】

コラム1：環境保全に係る検討の経緯及びその内容 .....	11
コラム2：項目選定に係る留意点 .....	52
コラム3：大気質に係る面的整備事業における留意点 .....	94
コラム4：水質に係る面的整備事業における留意点 .....	127
コラム5：動物・植物に係る面的整備事業における留意点 .....	162
コラム6：注目種・群集の選定理由に係る記述における留意点 .....	167
コラム7：生態系への影響に係る記述における留意点 .....	172
コラム8：景観に係る面的整備事業における留意点 .....	185

## 第1章 事業者の氏名及び住所



すべての事業の種類に共通した記載事例である。

### 1．事業の名称

事業

### 2．事業者の名称

宮城県

### 3．代表者の氏名

宮城県知事 村井 嘉浩

### 4．主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

### 5．担当部署

宮城県環境生活部環境政策課

### 6．連絡先

電 話 : 022-211-2664

F A X : 022-211-2669

E-mail : [kankyo-s@pref.miyagi.jp](mailto:kankyo-s@pref.miyagi.jp)

U R L : <http://www.pref.miyagi.jp>

## 第2章 事業計画の概要



線的开发事業として道路事業(1-12~1-19 ページ)を、面的开发事業として土地区画整理事業(1-20~1-26 ページ)をそれぞれ例として、記載事例を示している。

その他の事業については、それぞれの事業特性を踏まえて、これらの記載事例を適宜参考にして記載する。

なお、「4.環境保全に係る検討の経緯及びその内容」については、すべての事業に共通して、事業の位置、規模等の検討段階における環境配慮の内容を、コラム(1-11 ページ)の例とおり、計画策定時に検討していた複数案を示すことなどにより明記する。

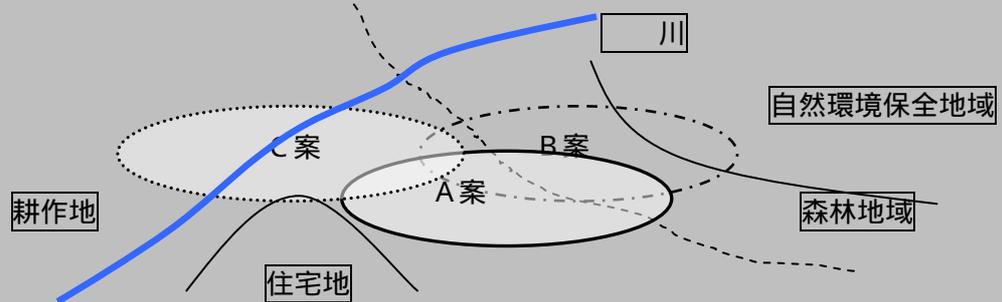


### コラム1:環境保全に係る検討の経緯及びその内容

事業の位置、規模等の検討段階における環境配慮の内容を、下記の例のとおり、計画策定時に検討していた複数案を示すことなどにより明記する。

#### 【計画策定時の環境保全に係る検討の例】

- A 案： 自然環境保全地域を避けることにより、自然環境に配慮した計画
- B 案： 住宅地を避けることにより、生活環境の保全に配慮した計画
- C 案： 森林地域を避けることにより、自然環境とともに土工量の縮減に配慮した計画



配慮項目	A 案	B 案	C 案
自然環境の保全	自然環境保全地域の改変を避けるとともに、森林地域の改変も少なく、自然環境を保全することができる。	自然環境保全地域の一部が改変されるとともに、森林地域の改変が主になる。	自然環境保全地域を含む森林地域の改変を避けることにより、自然環境を保全することができる。
生活環境の保全	住宅地に近接することとなるが、工事中的影響について保全措置を講ずることにより、生活環境を保全することができる。	住宅地を避けることにより、住民の生活環境を保全することができる。	A 案と同様に住宅地に係る生活環境を保全することができるが、耕作地の農業用水の水源である川への水質への影響が懸念される。
土工量の縮減	森林地域の改変が一部あるが、切土と盛土のバランスを保つ土工計画が可能である。	地形が比較的急峻な森林地域を含むことにより、切土量が多くなり、土工バランスを保つために盛土高を高くせざるを得ない。	現地形が比較的平坦であり、土工量が最も少ない。

以上のとおり、B案については、住宅地を避けることにより生活環境の保全が可能であるが、森林地域の改変が多くなり、自然環境の保全への懸念がある。また、C案については、森林地域の改変を避けることにより、土工量が最も少なくなり、自然環境への保全が可能であるが、農業用水の水源への影響が懸念される。これらに対してA案については、住宅地への影響については工事中的の保全措置により生活環境の保全が可能であることと、土工バランスを保つ計画も可能であり、自然環境の保全が図られる。したがって、A案を採用する。

## 【道路事業】

### 1．事業の目的

一般国道 号は、 県 市を起点とし、 県××市に至る延長 kmの主要幹線道路であり、宮城県内においても 市や 市等の中核都市を連結する重要な路線となっている。当該道路が通過する 市は宮城県内の 地域における東西南北をつなぐ交通の結節点であると同時に、物流の中心地となっている。また、 市は 地域の中核都市であることから、周辺地域からの人口集中に伴い、交通量や物流の増加が予想されており、市内の交通渋滞の慢性化等を始めとする道路機能の低下が懸念されている。

現在の 市内では、

- ・ 通勤時の交通量の増加による渋滞
- ・ 車線数の不足による渋滞
- ・ 大気質や騒音等による沿道環境の悪化
- ・ 交通事故の増加

等の課題がすでに顕在化しつつあり、道路機能の鈍化が指摘されている。

このようななか、 市を通過する一般国道 号は、バイパスの整備による交通の分散が必要不可欠であり、交通の要衝として将来の交通需要に対応した道路整備（バイパスの整備）が求められている。

当該道路を整備することは、将来的に 市とその周辺の市町村との機能分担をより効果的に進められるとともに、災害発生時などの緊急時の早期対応を可能とし、 市を通過している交通や市内の内々交通、内外交通の機能順化を進め、 市内の交通混雑の緩和を図ることで道路機能の回復が可能となる。

本事業は、 市 地内にバイパスを新設し、 市内及びその周辺の道路機能の回復を図るとともに、渋滞緩和、交通事故の減少、走行時間の短縮、定時性確保など地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 2．事業の内容

#### (1) 対象事業の種類

道路の新設事業（一般国道の新設）

#### (2) 対象事業実施区域の位置

道路事業実施区域及び関連工事である土取場の位置を、図 2-1 に示し、事業実施区域に係る行政区を表 2-1 に示した。

表 2-1 事業実施区域の位置

種 別	市 名		備 考
道路事業	宮城県	市 町 ~ 町	
関連工事	宮城県	市××地内	土取場

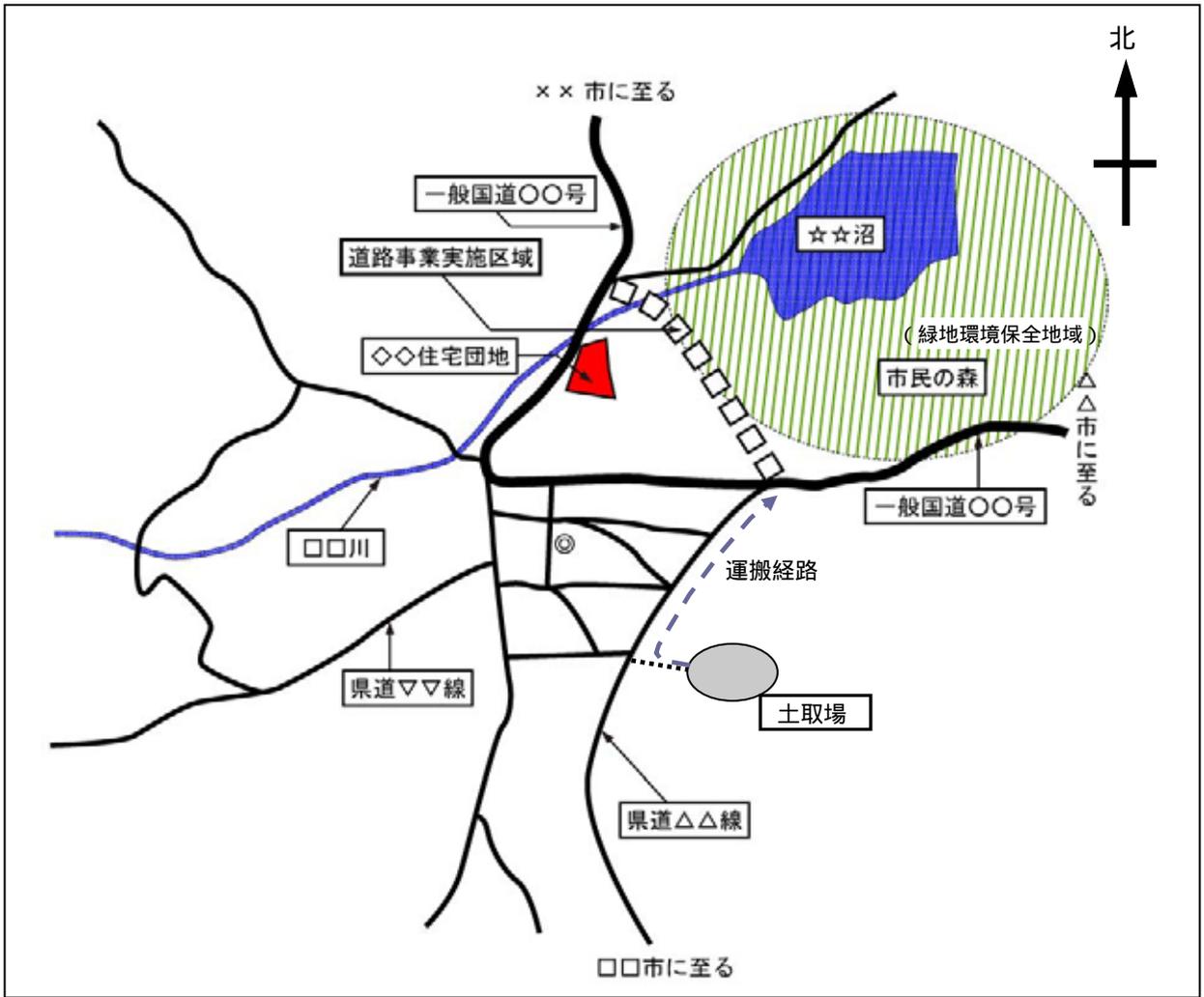


図 2-1 道路事業実施区域位置図

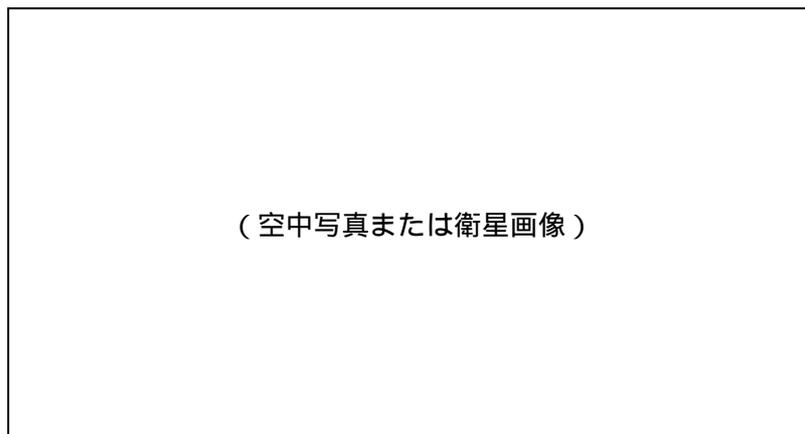


写真 2-1 道路事業実施区域全景

(3) 対象事業の規模

路線延長

路線延長：8.2km（第一種事業）

方法書では8.0kmとしていたが、選定ルート<sup>の</sup>精査の結果、変更したもの。

なお、道路の長さとして0.2kmの増加であり、条例施行規則別表第四に定める再び手続を経ることを要しない変更の要件である「道路の長さが20%以上増加しない」ことに該当する。

道路の車線数

標準車線数：4車線

(4) 対象事業の工事計画の概要

計画道路の諸元

(ア) 道路の設計速度

設計速度：全区間 80 km / 時

(イ) 道路の区間

道路区間 起点：宮城県 市 町 地内  
          終点：宮城県 市 町 地内

(ウ) 道路の区分

道路規格：第3種第一級

(エ) 計画交通量

25,000台 / 日（平成42年）

(オ) 標準横断面図

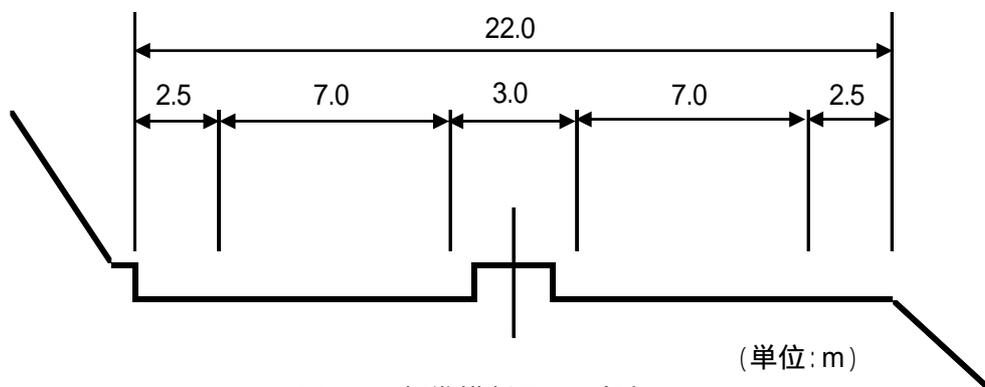


図 2-2 標準横断面（一般部）

### 路線検討の経緯

本事業は、一般国道（バイパス）の新設であり、ルート選定、道路規格及び設計速度について、改変面積、施工性、経済性、環境保全及び緊急避難を含めた防災上等の観点から検討を行った。

本事業では、図 2-3 に示した起点から終点を結ぶ 3 つのルート候補を設定し、生活環境及び自然環境に与える負荷の程度を検討した。

特に生活環境については、A ルート候補周辺にみられる住宅団地の存在を考慮し、大気、騒音、振動等の環境基準の達成状況を踏まえながら、将来的な計画交通量等からルート周辺に与える生活環境への負荷を検討し、ルートの妥当性を検討した。

また、計画されている C ルートの北東側には、沼がある他、B ルート及び C ルートは緑地環境保全地域に指定されている「市民の森」を通過することから、重要な植物種の消失や動物の生息の場となる森林の分断等も考慮し、ルートの妥当性を検討した。

なお、B ルートは、水田・耕作地の分断回避及び灌漑用ため池を保全するため東側へ迂回したルートとなっている。

このような生活環境及び自然環境に与える環境への負荷の程度を勘案しながら、施工性、経済性の観点から各候補ルートの費用対効果を算出することで、路線検討を実施した。

その結果、費用対効果では 3 つのルートでは大きな差がみられなかったことから、環境保全の観点から、環境への負荷が最も少ないと考えられた B ルートを計画路線として選定した。

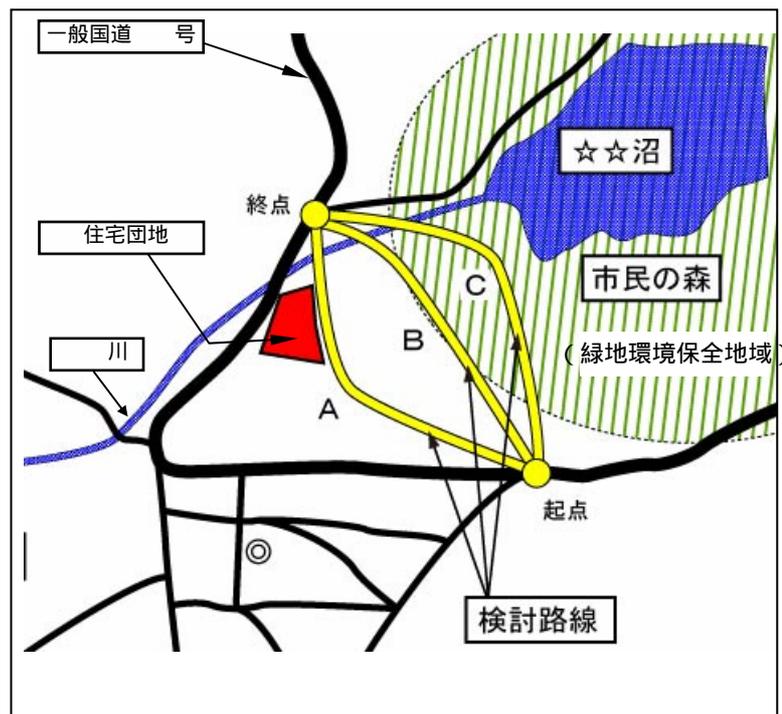


図 2-3 検討した計画路線

## 工事の内容

### (フ) 土工計画

本事業における土量配分計画の概要を図 2-4 に示した。

本事業では、現況の地形をできる限り活かしながら、切土量や盛土量をなるべく均等にすることで、土砂の搬出入量をできる限り少なくすることを検討してきた。また、方法書以降さらに検討を行い、本事業における土工では盛土区間に使用する約 4,000 m<sup>3</sup>(方法書時点では約 5,000 m<sup>3</sup>)の土砂が不足する。不足分の土砂は図 2-1 に示した土取場(本事業のほかに実施される事業)から採掘、県道 線を經由し、ダンプトラックにより搬入する。

(図省略)

図 2-4 土量配分計画概要

### (イ) 橋梁計画

本事業では、事業実施区域内を流れる 川を横断する橋梁(橋長 30 m)の新設を予定しているが、河川環境の保全を考慮して、河川内に橋脚を立てない橋梁形式(1径間)を計画している。

(図省略)

図 2-5 橋梁一般図

### (ロ) 雨水排水計画

路面等の道路排水は、新設道路を横断して流下する 川に排水する計画である。

(図省略)

図 2-6 排水経路

### (イ) 舗装計画

路盤材は再生砕石、舗装材は走行の安全性の確保や騒音対策のため、透水性素材を使用することを計画している。

### (オ) 照明計画

本線部では連続照明は設置しない計画であるが、橋梁部と交差点部では局部照明を設置する計画である。

### (カ) 資材の運搬

資材の運搬については、既存の国道 号を使用することを計画している。

(図省略)

図 2-7 資材運搬経路図

(キ) 仮設道路

仮設道路は既存の国道 号から計画路線に沿って1本設置する計画である。

(図省略)

図 2-8 仮設道路計画図

(ク) 工事中の濁水処理

工事に伴い降雨時に発生する濁水については、仮設沈砂池で土砂を沈降させ、その上澄みを計画路線近くの 川に放流する計画である。

(図省略)

図 2-9 仮設沈砂池配置計画図

(ケ) 施工ヤード

方法書では、施工ヤードは計画路線の線形上に用意する計画であり、本事業における道路用地以外には設けない計画とし、位置については決定していなかったが、環境に配慮しながら計画を精査し、図 2-10 のとおりの位置に設置する計画とした。

(図省略)

図 2-10 施工ヤード位置図

(コ) 工作物の撤去

本事業では工作物の撤去はない。

(カ) 発生建設副産物の処理計画

・・・(詳細は「第6章環境影響評価の結果 9 .廃棄物等」(1-185 ページのとおり)。

工事工程

方法書において、工事工程案は工事内容の詳細検討により、変更の可能性がある、各工区の開始予定時期は未定としていたが、当該開始予定時期を含めて工事工程を表 2-2 のとおり計画した。



#### 騒音の低下のための配慮

計画道路は、現在静穏な地域に新設するため、舗装材料として透水性素材等を使用し、できる限り自動車交通騒音を抑える工法を検討してきた。

#### 川等の水辺環境への配慮

本事業では 川を横断する橋梁を計画しているが、工事中の水の汚れ等による河川環境への影響や、景観への配慮を考慮し、橋脚の無い 1 径間の橋梁形式等について検討してきた。

#### 川の水質汚濁への配慮

工事中は、降雨時に発生する濁水が 川へ流れ込むことから、沈砂池等による処理方法を検討してきた。

#### 景観への配慮

計画道路が、緑地環境保全地域である「市民の森」の林縁部を通過するため、景観上の配慮としてのり面植栽や橋脚のない橋梁形式等について検討してきた。

#### 希少生物への配慮

施工ヤードの選定に当たっては、上記 のとおり土工量を最小限にする条件とともに、現地調査において希少な動植物が確認された位置を回避できる条件を考慮した。

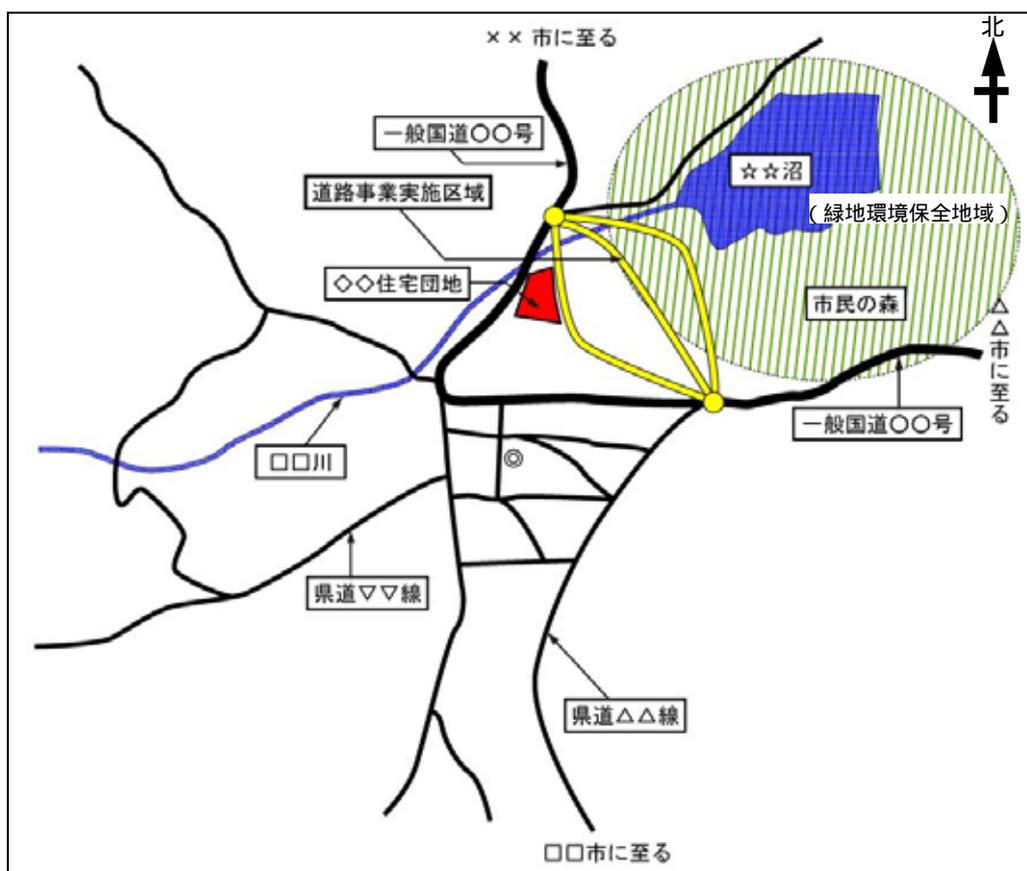


図 2-11 ルート検討図

## 【土地区画整理事業】

### 1. 事業の目的

本事業の「 **タウン**」は、市中心部から北方約5 kmに位置する地区において、都市計画道路及び公園等の公共施設整備を行う土地区画整理事業を行うことで、環境に配慮した住み良い住宅地を整備することを目的とする。

事業の計画に当たっては、経済の低成長時代、少子高齢化の時代にふさわしい住宅の整備のあり方として、以下の基本方針を定めた。

基本方針1：自然との共生を目指した環境にやさしいまちづくりを進める。

基本方針2：あらゆる人が生活に不便を感じないバリアフリーのまちづくりを進める。

基本方針3：地域の歴史や文化の伝統を大切にし、子・孫に引き継げるようなまちづくりを進める。

基本方針4：地域住民が主体となったまちづくりを進める。

### 2. 事業の内容

#### (1) 対象事業の種類

土地区画整理事業

#### (2) 対象事業実施区域の位置

事業実施区域の位置を図2-1に示し、事業実施区域に係る行政区を表2-1に示した。

表2-1 事業実施区域の行政区

市名	字名
宮城県 市	町 地内

(空中写真または衛星画像)

写真2-1 事業実施区域全景

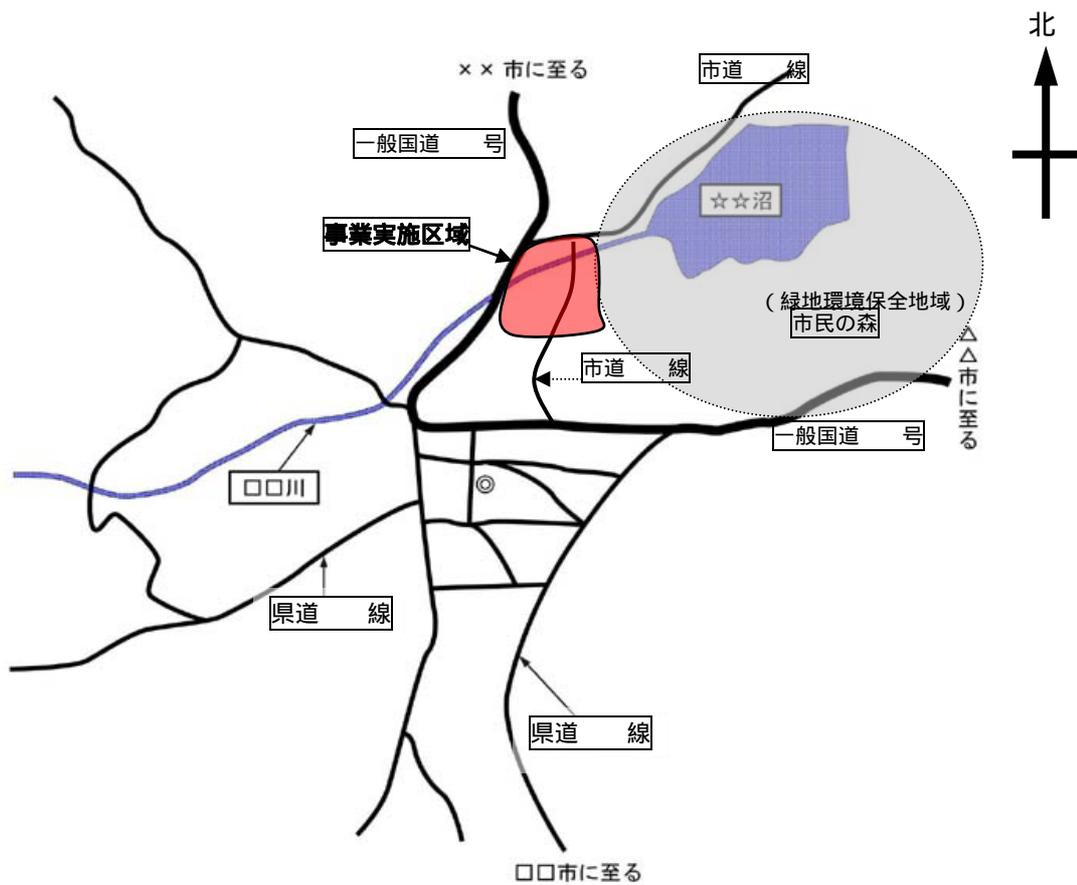


図 2-1 事業実施区域位置図

( 3 ) 対象事業の規模

事業面積：120ha（第一種事業）

( 4 ) 対象事業の工事計画の概要

土地区画整理事業として事業実施区域（120ha）を住宅などの用地とするため、樹林を一部伐採して造成工事を行うとともに、道路、公園・緑地などを整備する。

事業計画の経緯

本事業の実施区域は、市の中心市街地の北方約 10km に位置し、その東側は緑地環境保全地域に指定されている「市民の森」に隣接している。

事業実施区域の周辺は、主に水田として利用されており、原則として建物を建てるのが制限される「市街化調整区域」となっている。

しかし、今日の全国各地の農村と同様に、農業従事者の高齢化や後継者不足、減反などの問題によって、水田を放棄したり土地を手放したりするケースが増えてきた。一方では、事業実施区域は、〇市の中心市街地からも近距離にあるため、資材置き場や宅地としての需要が高く、農地以外の土地利用が虫食いの進みは始めている。

また、事業実施区域内は、一般国道 号を除くと大きな道路がなく、車両 2

台がやっとすれ違う幅しかない市道 線と市道 線が生活道路として使われてきた。

事業実施区域をこのまま放置すると、無秩序な開発、土地利用によって地域の荒廃化が進むおそれがある。

以上の様々な問題に対する解決策として、土地区画整理事業を検討している。

土地区画整理事業は、土地の区画を整え、道路、公園などの公共施設を整備する事業で、この事業により道路や公園・緑地を整備するほか、上下水道、電気、ガスなどの社会的なインフラ設備も併せて整備することで、生活に便利な住宅地を整備することができる。

本事業における事業スケジュールの概略を表2-2に示す。現段階での造成工事予定時期は平成 年度～平成 年度の5年間を予定している。

表2-2 事業スケジュール

工程	年度		平成 年度		平成 年度		.....		平成 年度		.....	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
基本計画	———											
基本設計			———									
実施設計					———							
環境影響評価							———					
造成工事着手									—	—	—	—

工事の内容

(ア) 造成計画

東側の丘陵地など傾斜の大きい区域（Bブロック）については、土地を階段状に整地する。掘削した土は、A、Cブロックで利用し、事業実施区域外への搬出はしない。

しかしながら、環境影響評価の過程において希少生物の生育・生息地を一部回避することとし、一部改変する予定の区域を緑地として維持することとしたため、同様に事業実施区域外への搬出は行わないものの、土工量を表2-3のとおり見直した。したがって、造成ブロック及び切盛区分図についても図2-2のとおり方法書から見直しを行っている。

表2-3 土量バランス表

区分	ブロック名	変更前土量 ( m <sup>3</sup> )	変更後土量 ( m <sup>3</sup> )
切土量	A	300,000	2,000
	B	900,000	800,000
	C	100,000	50,000
	合計	1,300,000	1,050,000
盛土量	A	500,000	400,000
	B	200,000	150,000
	C	600,000	500,000
	合計	1,300,000	1,050,000
差引き土量 ( - )		0	0

(図省略)

図 2-2 造成ブロック及び切盛区分図

(イ) 道路計画

幹線道路として、事業実施区域を南北にとおる市道 線を改良し、歩道付きの 2 車線道路（片側 1 車線）を整備する。

補助幹線道路は、幹線道路を補完し事業実施区域内から発生する交通を幹線道路に導くことを目的として整備する。その他として、地域に密着した生活道路である区画道路を整備する。

(図省略)

図 2-3 道路計画図

幹線道路（図省略）  
補助幹線道路（図省略）

図 2-4 道路標準断面図

(ウ) 公園計画

公園計画は、都市計画法の開発基準に準拠し事業実施区域の 3%（3.6 ha）以上の面積である 5.0 ha を確保する。

配置は、図 2-5 に示すとおり区域全体のバランスを考えて公園を整備する。

(図省略)

図 2-5 公園・緑地計画図

(I) 雨水排水計画

事業実施区域に降る雨水は、地下の雨水管を通して 川に放流する。また、降水時に濁水が一気に河川に流れ出さないようにするために、地区外の流域も考慮した必要調整容量をもった調整池を整備する。

工事中の雨水については、防災計画として仮調整池等を設置し、そこで濁水を処理してから 川に放流する。

(図省略)

図 2-6 雨水排水計画図

(オ) 汚水排水計画

事業実施区域内に污水管を整備して、 川下流に位置する × × 浄化センターに接続

し、汚水はそこで処理する。

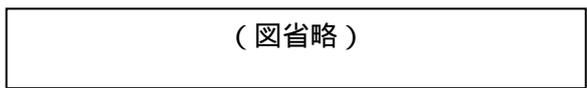


図 2-7 汚水排水計画図

(カ) 防災計画

事業実施区域外への土砂の流出を防止するために、仮調整池（防災土堰堤）を設置するほか、盛土下流端には沈砂池を設置し、工事中の濁水、泥水による影響を低減する。

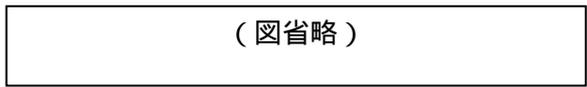


図 2-8 防災施設計画配置図

(キ) 資材の運搬

工事に伴い発生する伐採樹木、コンクリート・アスファルト塊などの搬出や、建設機械や資材などの搬入には、一般国道 号を經由し市道 線を利用する。

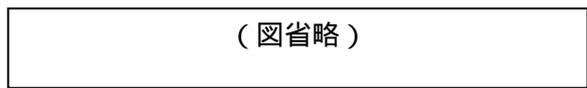


図 2-9 資材の運搬ルート図

工事工程

本事業における工事工程の概略を表 2-4 に示す。工事工程案は工事内容の詳細検討により変更の可能性がある。

現段階での工事予定時期は平成 年度～平成〇年度の 5 年間で予定している。

表 2-4 工事工程

工程	年度		平成 年度		平成 年度		.....		平成 年度		.....	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
準備工		—										
工事用道路		—										
切土												
盛土												
排水工												
舗装工												
函渠工												
橋梁上部工												
橋梁下部工												

3. その他対象事業に関する事項

本事業における、土地利用計画について、前述のとおり環境影響評価の過程において希少生物の生育・生息地を一部回避し、一部改変する予定の区域を緑地として維持することとしたため、方法書から表 2-5 及び図 2-10 のとおり変更した。

表 2-5 土地利用計画表

主要用途		変更前面積 (ha)	変更後面積 (ha)
住宅用地	一般住宅	50	45
	商業施設用地	2	2
	多目的施設用地	3	3
	合計	55	50
道 路		25	25
公 園		5	5
緑 地		30	35
調整池		3	3
公益施設用地		2	2
事業実施区域面積		120	120

(図省略)	(図省略)
変更前	変更後

図 2-10 土地利用計画図

住宅用地は低層の一般住宅用地とし、戸建住宅がほとんどを占める緑あふれる住宅地となるように計画するが、幹線道路に隣接する地域は中高層の住宅用地及び商業用施設並びに多目的施設用地とする。

なお、商業用施設の業種及び多目的施設の規模については、今後、関係機関と協議を行っていく。

#### 4. 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

方法書の作成までに、本事業の計画に当たり、環境への配慮事項として以下の検討を行ってきた。

さらに、今回の環境影響評価の過程において希少生物の生育・生息地を一部回避し、一部改変する予定の区域を緑地として維持することとし、事業の内容を前述のとおり一部変更した。

##### 【既存の緑を活かした公園の整備】

川の水辺や市民の森に隣接する西側など、これまで市民が自然と親しむ場として利用されていた場所については、なるべくそのまま維持し、公園として整備することを検討してきた。

##### 【川への配慮】

当初の事業実施区域は、川左岸側(南側)としていたが、川環境を守ることは、隣接する市民の森(沼を含む)の利用者や周辺の水田耕作者にとっても有益であるため、本事業と併せて、川環境整備も含めて事業実施区域を北側に拡大した。

**【土砂の搬出量を減らすための配慮】**

現況の地形をできる限り活かし、また切土量と盛土量がほぼ均等となるようにすることで、ダンプトラックで搬出入する土砂をできる限り少なくすることについて検討した。

**【建設副産物の再利用について】**

工事中に伴い発生する伐採樹木についてはチップ材として利用するとともに、コンクリート・アスファルト塊などは、再生材としてできるだけ利用することを検討した。